

（空床型短期入所生活介護）
特別養護老人ホームなのりの里
運営規程

社会福祉法人みやぎ会

（空床型短期入所生活介護）
特別養護老人ホームなのりの里運営規程

社会福祉法人みやぎ会

第 1 章 目的及び運営方針等

（目 的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人みやぎ会が設置運営するユニット型介護老人福祉施設「特別養護老人ホームなのりの里」（以下「施設」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、施設で指定短期入所生活介護の提供にあたる従業者（以下「従業者」という。）が、利用者に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（基本方針）

第 2 条 従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

（施設の名称等）

第 3 条 施設の名称及び所在地は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホームなのりの里
- 二 所在地 岩手県盛岡市上米内字名乗沢 1 番地 4 6

（利用定員）

第 4 条 本体の特別養護老人ホームに空床があった場合であって、当該空床の利用が可能な場合は短期入所生活介護サービスに利用できるものとする。

第 2 章 従業者の職種、員数及び職務の内容

（従業者の職種及び定数）

第 5 条 施設に次の従業者を置く。

- 一 管理者 1 名（なのりの杜と兼務）
- 二 事務職員 1 名以上（常勤 1 名）
- 三 生活相談員 1 名以上（常勤 1 名）
- 四 介護支援専門員 1 名以上
- 五 介護職員 15 名以上（常勤 15 名）以上
- 六 看護職員 2 名以上
- 七 機能訓練指導員 1 名（看護職員と兼務）
- 八 嘱託医師 1 名（非常勤 1 名）
- 九 栄養士 1 名以上（なのりの杜に配置）

十 調理員 (外部委託)

2 第1項に定めるもののほか、必要がある場合はその他の従業者を置くことが出来る。

(職務)

第6条 従業者の職務内容は次のとおりとする。

一 管理者

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者に事故あるときはあらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。

二 事務職員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

三 生活相談員

利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。

四 介護支援専門員

利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、短期入所介護計画を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。

五 介護職員

利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

六 看護職員

医師の診療補助、及び医師の指示を受けて利用者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

七 機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

八 嘱託医師

利用者の健康管理、療養上の指導及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

九 栄養士

利用者に提供する献立・食事の管理、利用者の栄養指導に従事する。

十 調理員

利用者に提供する食事の調理業務に従事する。

第3章 入所及び退所

(内容及び手続きの説明及び同意等)

第7条 施設は、指定短期入所生活介護等の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、この運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

2 施設は、正当な理由なく指定短期入所生活介護等の提供を拒むことはできない。

3 施設は、当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対して自ら適切な

指定短期入所生活介護等を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

（受給資格等の確認）

第 8 条 施設は、当該指定短期入所生活介護等の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

2 施設は、前項の被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護等を提供するように努めるものとする。

（要介護認定の申請に係る援助）

第 9 条 施設は、要介護認定を受けていない利用申込者に対しては要介護認定の申請の有無を確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 施設は、前項の被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護等を提供するように努めるものとする。

（心身の状況等の把握）

第 10 条 施設は、指定短期入所生活介護等の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

（指定短期入所生活介護等の開始及び終了）

第 11 条 施設は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障があるものを対象に、指定短期入所生活介護等を提供するものとする。

2 施設は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護等の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

（サービスの提供の記録）

第 12 条 施設は、指定短期入所生活介護等を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法によりその情報を利用者に対して提供するものとする。

第4章 入所者に提供する施設サービスの内容及び利用料その他費用の額

(指定短期入所生活介護等の取扱方針)

- 第13条 施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止にできるよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。
- 2 指定短期入所生活介護等は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定するサービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 3 施設は、指定短期入所生活介護等の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 4 施設は、指定短期入所生活介護等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者が生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 5 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 施設は、自らその提供する指定短期入所生活介護等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(短期入所生活介護等の計画)

- 第14条 管理者は、従業者に短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成に関する業務を担当させる。
- 2 短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成を担当する従業者（以下、「計画担当職員」という）は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護等の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとする。
- 3 短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画及び介護予防サービス支援計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
- 4 計画担当職員は、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。
- 5 計画担当職員は、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付するものとする。

(介護)

- 第15条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行うものとする。
- 一 1週間に2回以上、適切な方法による入浴の機会の提供（入浴がさせられないときは清

拭)

二 排泄の自立についての必要な支援

三 おむつを使用せざるを得ない利用者について排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り替え

四 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

(食事の提供)

第16条 施設は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供するものとする。

2 施設は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援するものとする。

(相談及び援助)

第17条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与)

第18条 施設は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援するものとする。

2 施設は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(機能訓練)

第19条 施設は、利用者に対し、その心身状況等に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善、又はその減退防止のための機能訓練を行うものとする。

(健康管理)

第20条 医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるものとする。

2 従業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(利用料等の受領)

第21条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護等を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護等に係る居宅サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2 施設は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 滞在に要する費用

三 利用者が選定する特別な食事の提供に要する費用

四 通常の送迎の実施地域を越えて行う送迎の費用

五 理美容代

六 その他指定短期入所生活介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの

3 前項第六号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的な費用については、管理者が別に定める。

4 第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書により説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 施設は、法定代理サービスに該当しない指定短期入所生活介護等に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護等の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第22条 前条第2項第四号に規定する通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

盛岡市・滝沢市・雫石町・紫波町・矢巾町

第5章 サービス利用に当たっての留意事項

（外出）

第23条 入所者は、外出しようとする時はその都度行き先、用件、施設へ帰着する予定日時等を管理者に届け出て許可を得なければならない。

2 前項の許可を受けた者が許可内容を変更するときは、事前にその旨を申し出なければならない。

（面会）

第24条 入所者に面会をしようとする者は、面会簿に所定事項を記載し管理者の確認を得て面会しなければならない。

（健康保持）

第25条 入所者は、努めて健康に留意しなければならない。

（身上変更の届出）

第26条 入所者は、身上に関する重要な変更が生じたときは速やかに管理者に届け出なければならない。

（禁止行為）

第27条 入所者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒すること。
- 二 指定された場所以外で火気を用い、又は自炊すること。
- 三 けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけること。
- 四 その他管理者が定めたこと。

(損害賠償)

第28条 入所者が、故意又は過失によって施設の設備等に損害を与えた時は、その損害を弁償させ又は原状に回復させることができる。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第29条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 施設は、非常災害対策に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 利用者は、前項の対策に可能な限り協力しなければならない。

第7章 その他運営に関する重要事項

(利用者に関する市町村への通知)

第30条 施設は、指定短期入所生活介護等を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

一 正当な理由なしに指定短期入所生活介護等の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第31条 施設は、利用者に対し、適切な指定短期入所生活介護等を提供できるよう、従業員の勤務体制を定めておくものとする。

2 施設は、当該施設の従業員によって指定短期入所生活介護等を提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 施設は、従業員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(衛生管理等)

第32条 施設は、利用者の保健衛生の維持における感染症及び食中毒の発生・まん延の防止を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延のための対策を講じるものとする。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延のための指針の整備。

三 介護職員その他の従業員に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の為の研修実施

(掲示)

第33条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力病院、利用料、苦情解決の手順その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

（秘密の保持等）

第 3 4 条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。退職者に対する秘密の保持に関する措置については、別に定める。

2 施設は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

（苦情等への対応）

第 3 5 条 施設は、短期入所生活介護等サービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた時には速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について当該利用者及び家族へ報告するものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 施設は、利用者及びその家族からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

4 施設は、苦情を申し立てた利用者及びその家族に対していかなる差別的な取扱も行っていない。

（地域等との連携）

第 3 6 条 施設は、その運営にあたっては、地域との交流を図るものとする。

（事故発生時の対応）

第 3 7 条 施設は、事故の発生及びその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制の整備

三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修の実施

2 施設は、そのサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村及び当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 前項において、賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行うものとする。

（記録の整備）

第 3 8 条 施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 施設は、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から 2 年間保存するものとする。

一 サービス計画（短期入所生活介護計画および介護予防短期入所生活介護計画）

二 第 1 2 条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第 1 3 条第 5 項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の

状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 第30条に規定する市町村への通知に係る記録

五 第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録

六 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

第8章 雑 則

(改正)

第39条 この規程の改正は理事長の決裁により行う。

附 則

この規程は平成20年11月1日より実施する。

平成22年5月1日	一部改訂
平成24年4月1日	一部改訂
平成27年4月1日	一部改訂
平成30年1月1日	一部改訂
令和2年10月1日	一部改訂
令和3年1月25日	一部改訂
令和4年4月1日	一部改訂